

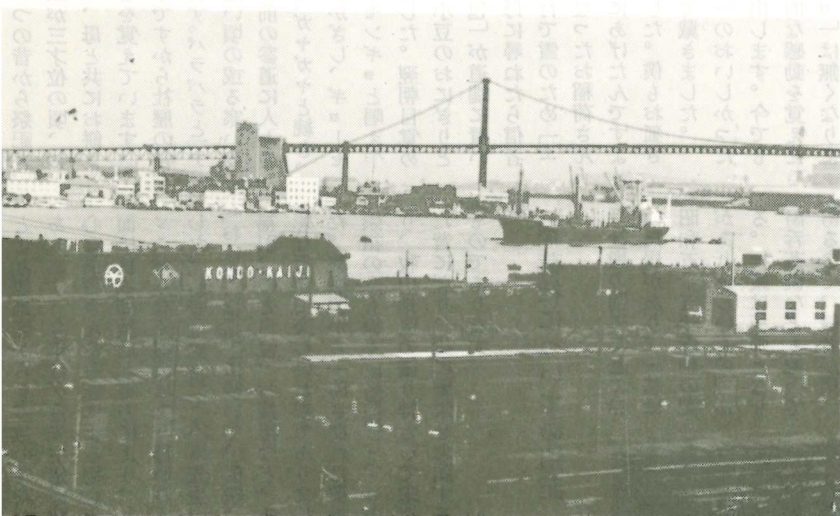
北九州市の文化財を守る会

会報

No. 39 57. 6. 1

発行 北九州市の文化財を守る会
北九州市小倉北区内1-1
北九州市教育委員会文化課内
電話 582-2389
振替口座番号 福岡 9 393

印刷 鑑文信堂印刷所
北九州市小倉北区金田2丁目
電話 561-4981



上は明治34年ごろの写真、
左は現在(57年)

牧山について

戸畑郷土会は郷土史の第廿一号を牧山地区の特集号として今準備中です。その中から二、三の記事を紹介することにしました。上の写真の手前は明治三三年に埋立てられ(四頁参照)こゝに鹿兒島本線が走り(明治三五年)や筑豊からの石炭輸送の貨物線が敷かれ、右手に新川棧橋、左手に牧山棧橋、又炭積棧(クレーン)が立並び、戦後の石炭の衰退まで大いに賑っていました。洞海湾に浮ぶ船は殆ど「ハシケ」と呼ばれる石炭輸送の船、後には大小の汽船、機帆船、ダルマ船等で湾内を満たすようになりました。

(戸畑支部長 福田安敏)

バスによる文化財めぐり

第二十四回バスによる文化財めぐりは、昨年好評でした長崎街道の宿駅、筑前六宿を再び訪ねることになりました。
講師も昨年と同様、北九州市文化財保護審議会委員の能美安明氏にお願いしました。

日時 六月十三日(日)雨天決行
参加資格 本会員
参加料 一人につき 三千八百円
募集人員 四十三人(先着順)
締切日 六月十日(木)
申込方法 参加料を添え事務局まで
電話での予約も可、参加料は締切日まで
に出発時間 若松区役所前 午前八時
小倉駅北口 午前八時十五分
九州厚生年金病院前(玄関側) 午前八時四十五分
屋敷 嘉穂劇場で四十分。必ず弁当、水筒持参のこと
帰路 小倉駅着 午後七時予定

見学先

- 木屋瀬 須賀神社、長徳寺、追分道標、構口、宿通り
- 直方 雲心寺、西徳寺
- 幸袋 伊藤伝右衛門邸
- 飯塚 巽祖八幡宮、太養院、嘉穂劇場宿通り
- 長尾 一里塚樓
- 内野 本陣跡、旧冷水道、宿通り
- 山家 郡屋、構口、下代屋敷、宿通り
- 原田 筑紫神社、国境石、宿通り

昭和56年度のあゆみ

- 4. 9 役員会開催
- 5. 16 総会、役員会開催
- 7. 1 会報第35号発行(小倉南支部)
- 7. 26 第22回バスによる文化財めぐり
— 筑前六宿 —
- 10. 1 会報第36号発行(小倉北支部)
- 11. 4 文化財保護強調週間行事
— 本松塚古墳見学 —
- 11. 8 第23回バスによる文化財めぐり
— 下関市の文化財 —
- 1. 15 会報第37号発行(門司支部)
- 3. 26 会報第38号発行(事務局)
市指定史跡森嶋外旧居復元記念特集号

事務局だより

◇会報第三十九号ができあがりだったのでお届けします。今回の担当は戸畑支部でした。
◇本年度も一般会員の会費は千円で据え置きとなりました。払入票を同封しますので、早急に納入してください。
◇住所を変更された場合は、必ず事務局までご連絡ください。
◇次回の会報は八幡西支部です。支部長または事務局まで原稿をお寄せください。

市立歴史博物館企画展 はかる道具 — 身近な計測具 — 昭和57年5月1日 ~ 昭和58年3月31日



〔摂津名所図絵〕

「はかる」とは、何か定まった基準の量を単位にとって、知ろうとする量がどれくらいあるかを知ることです。私たちが他の多くの人がとにその量を伝えようとするとき、客観的な基準が必要となってきます。
その最初は人の体が基準となっていたと考えられます。指と指、あるいは両手を広げた幅、一步の長さ、一握りの量などは、今日でも日常的に使われる「はかり」といえるでしょう。
いろいろな物事を精密にはかることの要求される現代は、数多くの計測機器が工夫されていますが、ここでは古くから使われてきた度量衡、すなわち長さ、容積、重さをはかる道具と、時をはかる時計を集めてみました。一つ一つの道具は単純な働きしか持ちませんが、長い歴史を担っています。
この展示を通して、日ごろ使い慣れた「はかり」を再認識するとともに、今日にいたる過程を考えてみましょう。

昭和五十七年度総会開催

五月八日午後二時から小倉北中央公民館ホールで、昭和五十七年度総会が開かれました。

加瀬康作会長のあいさつのもと、座長に門司宣里副会長を選んで議事に入りました。先ず昭和五十六年度決算について、大神文和監事から審査報告があり承認されました。

次に昭和五十七年度予算案及び同事業計画案が審議され質疑のあと、いずれも原案のとおり可決されました。

議事終了後、文化課が昭和五十六年に制作した文化財映画「古代の北九州」を上映しました。

昭和57年度事業計画

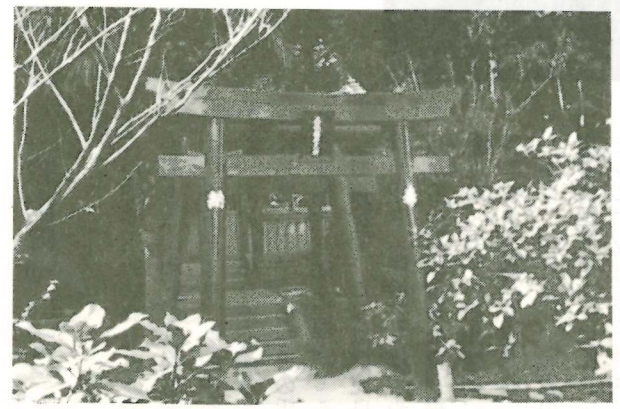
- 会報の発行
 - 第39号 (6月1日) 戸畑支部
 - 第40号 (10月1日) 八幡西支部
 - 第41号 (1月15日) 八幡東支部
 - 第42号 (3月1日) 若松支部
- バスによる文化財めぐり
 - 第24回 (6月13日) 筑前六宿
 - 第25回 未定
- 市教委との共催行事
 - 文化財保護強調週間行事

牧山のお稲荷さん

戸畑区 新居龍平

昔懐しい都島通り、国鉄沿いの小公園(昔蒸気汽関車に水を補給する水槽があった所)の横の細道を少し登ると(コンクリート舗装をした所は市道で上の舗装のない所は私道)人家が畑に代って急に展望が明るくなる。洞海湾に大

船、小船、若松の街、高塔山に石峰山、遠くに藍島、白島も霞んで見える。更に九十九折の参道をあえぎ乍ら登ると、うっそうと茂った森に入る。清々しい気分、赤い鳥居をくぐると、お社が鎮座します。正一位牧山稲荷、岡神社、実



岡稲荷社・岡神社(合祀)

りの神です。いつの昔から祭祀されているか。私が三才位の頃、お社の修築があり、母と共にお餅まきを捨てたことを覚えてます。私は今年七八才ですから社歴の古さを想像されます。パラパラと「アラレ」の降る幼い頃の或る寒い夜でした。吾家の前の参道に人々の行列がワヤワヤ、ガヤガヤと続き、手に手に提灯をかざし、ギョーセンギョ、ギョーセンギョと唱え乍ら登って行きました。翌朝目覚めて見ましたら、小豆のおにぎりとお揚げの「竹の皮包」が道端に置いてありました。母に尋ねたら信者

とより他地区からも多数の参詣があります。今年には久富先生始め熱心な信者さんや有志による物心両面に亘る御援助と努力により、とゞこおりなく盛大により行われました。お堂は満員で久富先生の「おほらい神事」に続いて、餅撒、福引、のど自慢、お接待など、多彩な行事で楽しいお祝でありました。終戦頃から一時さびれた敬神崇祖の念も徐々に復活しつゝあり、牧山地区の護り神として栄えた昔に戻り、更に繁栄を念願するものであります。

稲荷社についての追記

(福田安敏)

社殿の前に二基の赤い鳥居があり、一基は昭和五十五年奉納の記があり新しいものである。拜殿は板張となり湯呑茶碗なども置いてあるので、信者が集い色々と話をかわす場ともなっているようだ。続いてすぐ本殿となり、上に「岡神社」とかいた額がかゝつていて、奥を見ると小さな石の祠が木枠にはめられて鎮座ましまして

に白い装束をつけた神主風の人が立って居る。二人は思わず恐しさのため背すがゾーとする寒さを感じたという。神主風の男は近づき、恐れることはない、自分はお前達に助けられた狐の化身である。助けられたお礼にこれをやるから大切にしておくように、と白い布に包んだ木箱を手渡して消え去った。ずっしり重いので何であろうと包をあけてみると「カンカン」という計りにつかう大きな分銅である。妙な物を下さったと、いぶかり乍ら床の間に置いて、とにかくお狐様の下つたものだと、供物を上げたり、花を供えたりして祀っていた。それからというものには妙に商売がうまくゆき出し、まもなく兄弟は大きな財をなしたと伝えられている。

岡稲荷社のこと

——中島矩幸氏の話——

大正六年四月折尾に住んでいた私の父、中島寿治が、牧山に移り、堂を守ることになりました。父は安政五年四月四日生れです。そしてお堂を改修し、伏見稲荷のみ魂を勧請し稲荷社を合祀致しました。後、私は神職の資格をと

渡る人が通る小道になっていました。それでこの祠は塞の神か、道祖神のような神がまつてあったでしょう。岡さんの岡の意味は分かりませんが、岡の上にあるのでそう呼んだかも知れません。御神体は何もありませんでした。山の神、船魂の神、火伏の神として信仰されています。戦時中高射砲陣地が出来、立入り困難となり、荒れたようになったこともありました。社務所は、から百米位下にありましたが、今は人家になっています。

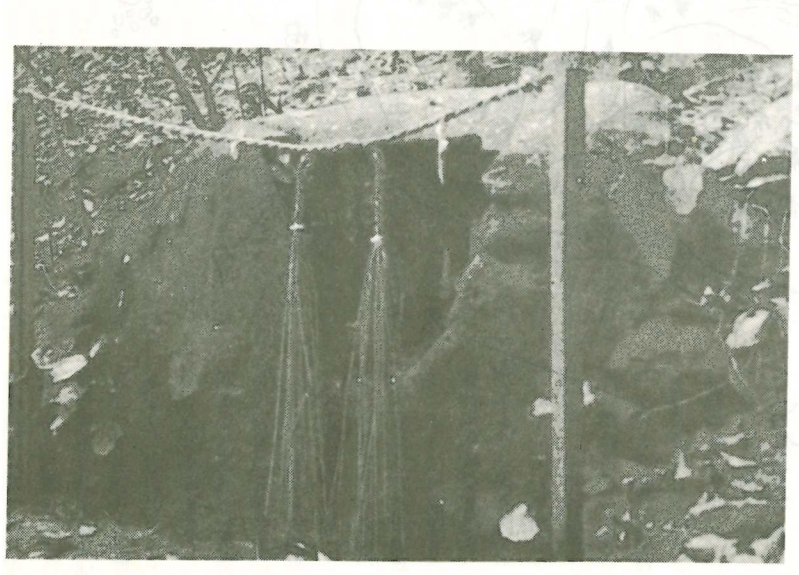
或日兄弟はいつものように小舟をあやつって船々を廻っていると海面に何か動物が溺れかけてあがいているのが見えた。二人は舟を近づけて拾い上げて見ると幼い小狐である。可愛そうに思つて牧山の方に舟を着け山の中復に来ると丁度手ごろの小穴があった。その穴に狐を放ち、商売で持っていた油揚を入口に置いて帰宅した。それから時々その穴を訪れ、好物のた

この話は中嶋さんも聞いたことがあると言われていた。

牧山稲荷の伝説

福田安敏

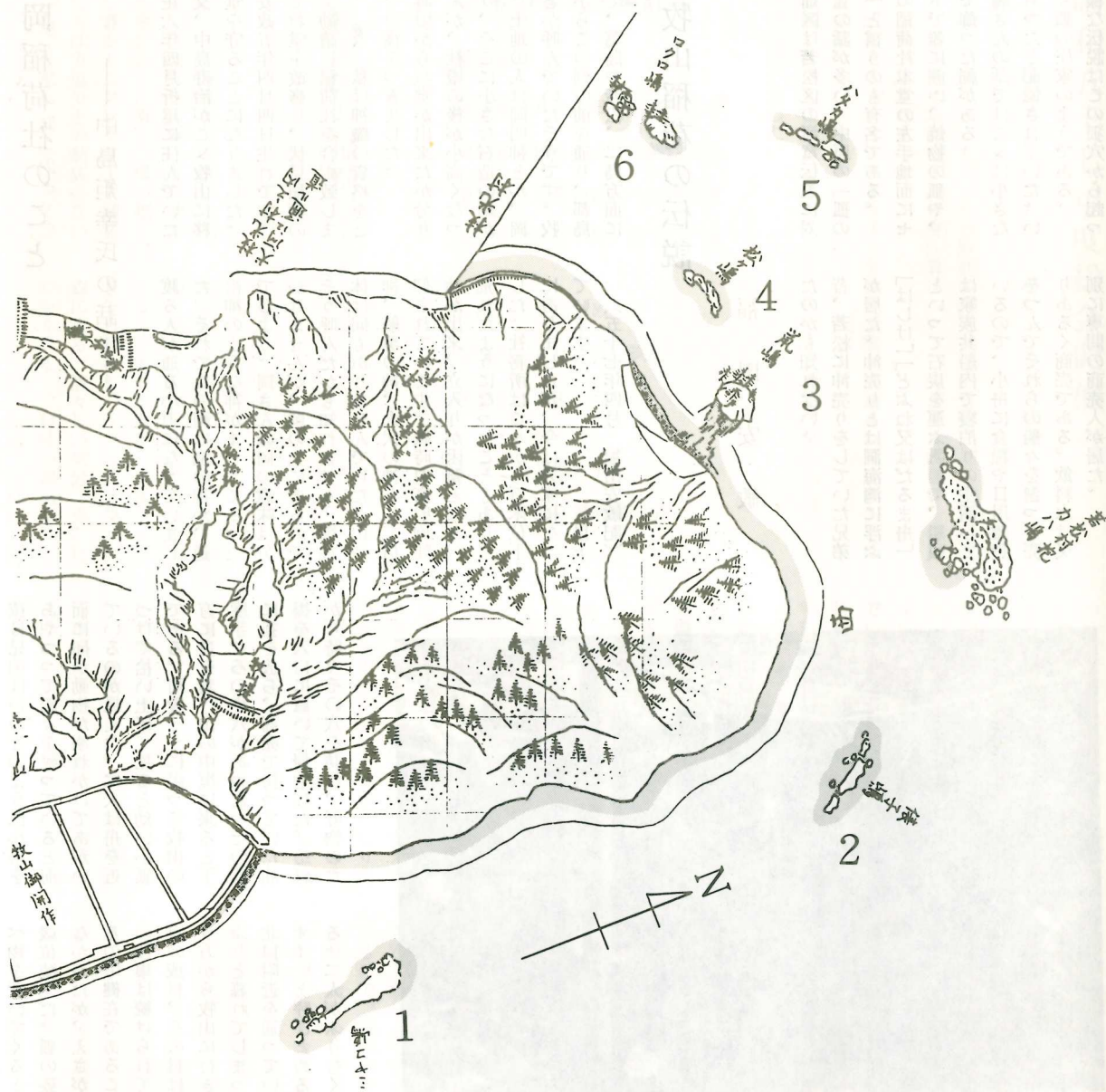
戸畑区は若松区の河童伝説に対し、狐の話が多い。中原の「狐の絵皿」と言うのも有名である。牧山の稲荷社本堂の左手地面にセメントで雑に囲い、焼物の狐や、供花で飾った祠がある。中嶋さんの話では、こゝは小さな穴があったと記憶されていた。いかに狐の住家のようなものである。別の様な伝説はこの狐穴から起



伝説の狐穴

牧山古墳群

戸畑区五丁目一帯に往時、約五十基程の小円墳が群集して牧山古墳群と呼んでいた。円墳はいずれも横穴式石室を持ち古墳時代後期の家族墓とみられる。これら石室から出土した副葬品の埴輪文鏡や勾玉、須恵器、土師器が出土している。現在三基が残っている。(市教委文化課)



文政、天保頃の古地図より

都島のことなど

福田 安 敏

牧山の北端が洞海湾に半円状に突出した周辺の海中に、1都島、2俵子島、3風島、4松ヶ島、5ハタカ島、6クロ島があり、下関沖の六連島にちなんで奥六連とも呼ばれていました。都島は、源平の壇の浦に敗れた都人、平家の落武者が隠れ住んでいたのその名があるとの言伝えがあります。

前頁のように埋立後、こゝを都島、周辺をめぐる戸畑、枝光道路は都島通りと呼ばれていましたが、今は牧山四丁目と改名されています。然し都島の名は今も通用しています。こゝの丘一帯は古墳地帯、後に浄水場が出来、その後運動場として造成されました。東西にくびれた所が牧山峠で昔は難路であつたらしく、戸畑から枝光に向うのは専ら都島通りが利用されていたそうです。峠の南側の丘は高峰、大谷、と続きますが、昔言われた馬の牧場があつた所で、今は積み重ねるように家が立て込んでしまいました。

なお、この島の周辺は魚貝類の宝庫であつたらしく、ナマコは干して長崎の方に送っていたといわれます。

「戸畑・牧山信号所のこと」

故 小島 忠 一

牧山信号所は、大正十五年四月八幡製鉄所の私設信号所として設立され、製鉄職員により業務を開始した。昭和四十年五月以降若松海上保安部に移管され、同じ名称で牧山信号所として洞海湾の航行管制が行われている。所在地は、N 33° 55' 09"、E 130° 48' 50"に位し、建屋は八・二八坪の鉄筋二階建、二四時間体制の勤務である。「洞海湾は狭長若松水路及度奥洞海航路からなっており、これ等の航路は、幅員が狭いこと、側縁に滞留水域がないこと等から、昭和

二十三年の港則法制定当時から三〇〇ト以上の入出航及び移動船舶に対し、航行管制を行っていた。また、昭和四十三年若松航路の拡幅、奥洞海航路の新設に伴い、昭和四十八年五〇〇ト未満の船舶の航行会いを定めた対面交通を追加した。航行管制は、現在四個の信号所(中央、港口、牧山、道伯山)で実施している。別に戸畑泊地は、昭和四十三年戸畑航路の新設に伴い、三〇〇ト以上の船舶の航行管制を開始したが、昭和四十四年管制対象船舶を五〇〇トに緩和

するとともに一、〇〇〇ト未満の行会い航行を定めた対面交通を定め、現在戸畑信号所で、一隻ずつ単船管制を行っている(若松海上保部説明記事より)

管制は入航、出航、対面、禁止を燈火、形象物で行い、三〇〇ト以上の入出航は予定時刻を前日の正午までに提出させ、名信号所でそれぞれ管制を行う。管制時間の基準は、入港時間八時〜十一時、十三時〜十五時、日没一時間三〇分前かな日没までとし、その他の時間は出港出来る時間帯である。参考までに関門港若松区の入港隻数の五十五年度を見てみよう、トン数別・二〇ト以上一〇〇ト未満五四九隻。一〇〇ト以上五〇〇ト二二、二四三隻。五〇〇ト以上一、〇〇〇ト二、一六九隻。一、〇〇〇ト以上三、〇〇〇ト一、四〇七隻。三、〇〇〇ト以上一〇、〇〇〇ト一、一三〇隻。一〇、〇〇〇ト以上三〇、〇〇〇ト二四七隻。三〇、〇〇〇ト以上一〇〇、〇〇〇ト二六八隻。一〇〇、〇〇〇ト以上四隻。

司、下関の海岸線を眺望出来て、古くから牧山にまつわる、かずかずの伝説などあつてロマンの土地として現在も親しまれている。また往古より洞の海として海上交通の要衝の地であり、内水路の重要な役割を果していたことが推考される。この地は古墳時代後期の群集古墳地帯としても注目されていて、中でも副葬品でも最も重要なことは、勾玉をはじめ、三角縁神獸鏡より一時代前の先秦時代から前漢末の蟠蛇文鏡として推定されているものが発掘されており、この附近はかなりの集落地であつたことが推考されるのではないだろうか……。

明治末期には富国強兵の国策により官営八畑製鉄所の設立、遂次重工業地帯として変貌し急速に発展した。その後著しい人口の増加により、牧山の信号所下に大正末になつて若松上水道瀧道地が出来た。現在それを記念して、当地発掘の古墳の天井石を利用して記念碑が立てられ、その来歴が克



水道碑

故 小島忠一さんのこと

文化財を守る会の戸畑支部長、戸畑郷土会の副会長であつた小島さんが去る五十六年十二月二十七日に急逝されました。戸畑の明治製菓に勤務される傍ら、郷土史の研究調査に熱意を持たれていました。が、かえすがえすも、残念なことでした。信号所の稿は亡くなられた寸前に清書されていたものです。会報に掲載させて頂き、御冥福を祈り度いと思ひます。

(福田記)



戸畑の日本製菓

昭和56年度決算報告

Table with columns for '収入の部' (Income) and '支出の部' (Expenditure), including sub-columns for '予算額' (Budget) and '決算額' (Actual). Rows include '会費' (Fees), '雑収入' (Miscellaneous Income), '利子' (Interest), and '前年度繰越金' (Carry-over from previous year).

差引残高 555,082円

昭和57年度予算案

Table with columns for '収入の部' (Income) and '支出の部' (Expenditure), including sub-columns for '費目' (Item) and '金額' (Amount). Rows include '会費' (Fees), '雑収入' (Miscellaneous Income), '利子' (Interest), and '前年度繰越金' (Carry-over from previous year).

幻の日本製鉄株式会社

八幡西区 能美安男

「年表やはた」(八幡西市民センター郷土資料室、昭和五三年二月、筆者作成)の大正八年の項に「〔此年〕本城は溶鉱炉築造、途中で中止になり取壊」とある。地元の本城や陣原地区の年配の方には記憶の向きもあるが、委細は殆ど不明の儘に忘れ去られようとしている。その全体像は住友本社の記録に拠らざるを得ないであろうが、本小稿では地元に残る記録により、その発端の部分を紹介する。

官督八幡製鉄所と指呼の間にある洞海湾の最深奥部に製鉄所建設の話が持ち込まれたのは大正六年のことである。時恰も第一次世界大戦の勃発により未曾有の好況を迎えていた日本資本主義産業界では、輸入圧力の消滅などにより重化学工業が著しく発達しつつあった。殊に、三井・三菱の二大財閥を中心として、財閥系資本による主要産業部門の独占態勢が確立されつつある時期でもあった。製鉄業に於いても、三菱製鉄の設立、輪西製鉄所の三井傘下包摂は共に大正六年のことである。その裏には八四艦隊の実現、八六艦隊の建造、八八艦隊の完成に代表される

町一反五畝二三歩)、畑合計坪数七、一一一坪(二町三反七畝一歩)、山林原野合計坪数一一、五七〇坪(三町八反五畝二〇歩)、宅地合計坪数二、三四八坪、墓地一〇坪、溜池三六〇坪の一五九、八七二坪であり「式萬坪」は「式拾萬坪」の誤と思われる。二〇万坪とすると、残りの約四万坪は対岸の陣原地区ということになる。陣原地区の場合、本城地区の契約書には明示されていないが、現在の夕原町(旧ジャクワラ)付近であるのか。本城地区も、個々の契約では前記地区の他に「夜越」を含んでいる。工場敷地面積は、当時で構内面積七十餘万坪という八幡製鉄所と比較すると三分の一にもみないが、決して狭い面積ではない。

買主は前記三名が代表として記されているが、「住友家契約書」(佐藤文書一〇三四)では、案文ではあるが「住友総本店」の用箋が用いられており、住友側の案文と考えられ、それには「買受人」は「大阪府大阪市南区天王寺茶臼山町拾六番地 住友吉左衛門」となっている。土地代金の支払も「福岡縣若松市住友若松炭業所」と指定しており、日本製鉄株式会社は住友の計画せるもので、買主「甲」の三名は住友の代理人と考

「日本製鉄との契約書(佐藤文書一〇三三)、及び「住友家契約書」の内、「筑豊備業組合ノ覚書案」により、日本製鉄株式会社が本城地区に計画された事由の一端を推測することができる。「契約書」の「第六」に「甲ハ本件土地ヲ買収スルニ至リタル最重ノ理由ハ、現ニ目的地所ニ到達セル田地灌漑用水ヲ利用スルニ在ルモノナルニヨリ、乙ハ何等ノ故障ナク、又何等ノ報償ヲ求メズ、甲ノ発起セル工場ノ存在セル間、右用水、及水路ヲ使用スルコトヲ承認ス。萬一旱魃ノ際右用水ニ不足ヲ生スル時ハ、本城地区有ノ瀧ノ渠溜池貯水ヲ以テ之ヲ補スヘク、猶不足ヲ生スル時ハ双方協議ノ上、堀川ニ堰閘ヲ造リ、其他適當ノ方法ヲ講シテ甲ノ用水ニ不足ナカラシメントコトヲ期ス可シ」とあり、「第七」に「乙ハ甲ノ必要ヨリ海面埋築、河川沼地ノ使用請願ヲサントスル時ハ、出来得ヘキ丈ケ其援助ヲナスコトヲ確言ス」、「第八」に「目的地域ニ接続セル官有ノ土地・池沼、及水路ハ甲ノ工場設置ニ支障ヲ来タサル様、乙等ノ責任及ヒ計算ヲ以テ急速ニ払下ノ手續ヲナシ、其引渡ヲ完成セシム可ク(下略)」とある。同趣のことは「住友家契約書」にも見得る。即ち、「第六條」の「買受人が本件土地ヲ買収受ルニ至リタル主ナル理由ハ、現ニ買収地域

ニ付随セル灌漑用水ヲ利用スルニアルモノナルニヨリ、買渡人ハ何等ノ故障ナク、且ツ無償ニテ右用水、世ニ水路ヲ買受人ニ於テ使用スルコトヲ承諾ス。萬一旱魃ノ為メ買受人ノ用水ニ不足ヲ生スルトキハ、買渡人ハ其不足ヲ補フ様充分盡力スルコト」とあり、同条(イ)に「将来堀川運河ノ改修、其他水量ノ増減、世ニ全運河用水権ノ獲得、若ハ使用ニ関スル問題発生シタル時、又ハ将来買受人ガ本地域擴張ノ為メ土地ヲ買収セムトスル時ニ於テハ、買渡人ハ買受人ノ利益ノ為メ十分盡力スルコト」、(ロ)に「将来買受人ニ於テ堀川運河ノ擴張、支流ノ増設、又ハ架橋、其他之ニ類似スル行為ノ必要ヲ生シタル時ハ買渡人ハ所轄官公署ガ之ニ許諾ヲ與フベキ様盡力スルコト」の各項がある。

契約書によると、本城・陣原地区を日本製鉄工場用地に選定した直接的理由は、右に示す通り、同地区に既存の灌漑用水の利用、堀川を通じての遠賀川、及び金山川の水の利用を挙げている。



(未完)